

平成31年1月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成31年1月18日(金曜日)午後2時30分から午後3時14分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第1号) 相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定について(学校教育
部)

日程第 2 (議案第2号) 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規
則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 3 (議案第3号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について(教育
環境部)

4. 報告案件

1 専決処分の報告について(教育センター)

2 子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)

5. 閉 会

出席者(6名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宜 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

説明のために出席した者

教育局長	小林輝明	教育環境部長	渡邊志寿代
学校教育部長	奥村仁	生涯学習部長	長谷川伸
教育局参事兼 教育総務室長	杉野孝幸	教育総務室担当課長 (総務企画班)	江野学
教育総務室担当課長 (人事給与班)	磯見学俊	教育総務室主査	小口志保
教育環境部参事兼 学務課長	八木英次	学務課担当課長	中嶋雅樹
学校教育課主査	篠崎教行	学校教育部参事兼 学校教育課長	細川恵
学校教育課課長代理	岩崎雅人	学校教育課担当課長 (企画指導・支援班)	宮原幸雄
学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	松本祥勝	学校教育課指導主事	福井学
学校教育課指導主事	辻野宏	学校教育課主事	細萱美穂
教育センター所長	松田知子	教育センター副主幹	菊地原直美
事務局職員出席者			
教育総務室主査	永澤祥代	教育総務室主査	山本彰子

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。

相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 1 号、相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 それでは、議案第 1 号、相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 3 0 年 2 月に策定した、相模原市立中学校部活動指針を改訂いたしたく、提案するものでございます。

内容につきましては、学校教育課長から説明をさせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

細川学校教育課長 それでは、議案第 1 号、相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定につきまして、ご説明申し上げます。

相模原市立中学校部活動指針改訂版と、議案第 1 号関係資料の部活動指針比較表をご覧くださいながら、順を追ってご説明申し上げます。比較表につきましては左が現行の指針、右が改訂版で、下線部が改訂箇所になっております。

それでは、比較表 1 ページをご覧くださいと存じます。

学習指導要領及び学習指導要領解説における部活動の記述につきましては、新学習指導要領及び新学習指導要領解説の内容に変更いたしました。

2 ページをご覧くださいと存じます。

3、組織的な部活動経営体制の構築につきまして、スポーツ庁のガイドラインを受け、改訂版では（ 1 ）学校部活動方針の策定と（ 2 ）指導運営に係る体制の構築を追加いたしました。（ 1 ）につきましては、校長は、本指針に則った各校の部活動方針を策定、公表し、顧問は、年間の活動計画等を作成し、校長に提出することとしております。（ 2 ）に

つきましては、校長は、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するものとしております。

続きまして、3ページご覧いただきたいと存じます。

部活動指導員につきましては、来年度から導入する予定となっておりますので、部活動指導員導入の目的、業務内容につきまして明記しております。(1)適切な活動時間、休養日の設定につきましては、アとして、校長は、本指針の基準に従い、各部の休養日及び活動時間等を設定し、周知することと、各部での運用を徹底することといたしました。

活動時間休養日等の変更点につきましては、四角囲みの中をご覧いただきたいと存じます。

学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日の週末は、少なくとも1日以上を休養日とする。これが基本となります。

4ページでございます。

練習試合等でやむを得ず週末に続けて活動した場合でも、他の週末や祝日に休養日を振り替え、少なくとも週末、祝日は、合わせて月に4日以上休養日が確保できるようにしております。

大会、コンクールの参加については、予選会を経て県大会以上に通じる、予選会から本選等と限定し、これらの大会、コンクールにつきましては、他の日、週末や祝日及び平日に振り替えることとしております。

補足といたしまして、運動部の最終目標となる総合体育大会では、現状といたしまして、大会の日程上、休養日を他の日に振り替えることが困難な状況になることもあることから、その場合には、練習時間の短縮などで生徒の心身の休養が図られるようにすることといたしました。

次に、長期休業中につきましては、夏季休業の活動を17日間を超えないことと明記し、学校閉庁期間中は、原則として活動しないこととしております。

最後に、1日の活動時間につきましては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、平日2時間程度、休業日は3時間程度としております。

最後の項目につきましては、練習試合などを3時間程度で行うことは難しいことから、練習試合等で3時間程度を超えた場合に関する一文を追加したものでございます。

次に、イとして、顧問は前月末までに部活動の計画表を作成し、校長に承認を得ることと、教育委員会は必要に応じて提出を求め、支援及び指導、助言することを追加いたしま

した。

5 ページをご覧いただきたいと存じます。

(2) 長期的視野に立った指導といたしまして、現在、関係団体で作成が進められております、指導の手引の活用について、追加いたしました。

1、日常の活動の安全管理の欄の(1)活動実施に関する安全管理といたしまして、熱中症に関する措置につきまして追加いたしました。

以上が、主な改訂箇所の説明となります。いずれの箇所も、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則ったものとなっております。今後につきましては、既に中体連運営委員会で、中体連本部から各種目専門部に、大会等の縮小や見直しを依頼しているところであり、また社会教育活動への移行に向け、体育協会や文化団体などの関係機関との協議を、引き続きしていく予定でございます。

以上、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

今、事務局から説明がありましたとおり、1年前の2月に、初めての部活動指針を定め、今回はスポーツ庁、文化庁の指針に則った形で、特に休養日を増やすことで、国の指針とそろえるように策定したものです。目的は言わずもがなですが、生徒の健全な成長という部分と、教師陣の働き方改革の一助にもつながるという目的で定めているものであります。永井教育長職務代理者 旧と新を比べると、今回のものはとても具体的になって、わかりやすく、大きく評価できると思います。

3ページのちょうど真ん中より下ですが、いわゆる活動時間だとか休養日の設定など、四角囲みの中で、具体的になっており、とてもよかったと思います。アの校長はというところで、3行にわたって謳われている内容は、校長の責任が問われるというか、責任が重くなったと感じます。私の昔の経験で、今と一致しないのかもしれませんが、熱心に指導することを、なかなか指摘しにくいといった時代が、かつてはありました。運用を徹底するという記載もありますが、この辺を校長会等は、よく理解をいただいているのでしょうか。

細川学校教育課長 本指針を改定する流れにつきましては、校長会、副校長会、小中校長会から、それぞれ代表の方、そして保護者の代表の方、さらには芸術文化関連団体を代表する方、体育協会の方を交えまして、協議会を開いてまいりました。さらに、校長会の方

にも出向きまして、2回ほどご意見をいただいております。

固まった段階で一度お示しをさせていただいたのですが、校長先生方からはご理解をいただいております。今ご指摘いただいたように、もちろんいろいろな考え方の顧問がおりますし、いろいろな考え方の保護者の方もいらっしゃるのですが、校長会としても、この指針を守っていかうというご意見をいただいているところでございます。

永井教育長職務代理者 学校の責任者は学校長ですから、ここで校長はと謳われていますが、そもそも学校の校内体制、組織を使って、部活動はやらないといけないと思っておりますので、ぜひその辺も目を配っていただきたいです。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第1号、相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する
規則について

野村教育長 次に日程2、議案第2号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

杉野教育総務室長 それでは、議案第2号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立中学校部活動指針改訂版の策定に伴い、部活動指導員の職を設置及び報酬額の設定をいたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第2号関係資料1をご覧くださいと存じます。

部活動指導員につきましては、学校教育法施行規則の一部が改正され、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への生徒の引率などを行う職として、部活動指導員が新たに規定されたことに伴い、本市におきましても同様に、部活動指導員として職の設置を行うものでございます。

なお、部活動指導員には、学校教育に関して十分な理解を有し、専門的な技術を持つ人物を委嘱することで、部活動を通じた生徒一人ひとりの成長及び部活動指導に係る教員の負担軽減を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案第2号へお戻りいただきたいと存じます。

この部活動指導員の報酬額につきましては、他の政令市や近隣自治体の状況などを参考に、日額9,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額としまして、施行期日につきましては、平成31年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

部活動指導員の業務内容については、関係資料1の中で掲げてありますので、ご覧いただければと思います。

この職については、教師の働き方改革の一助に資するという、ひとつの目的を持って設置をするもので、初年度は全ての学校に配置という状況にはございませんが、まず平成31年度からスタートをして、徐々に拡大をする、そうした方向で考えています。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第2号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に、日程3、議案第3号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第3号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成30年11月8日の教育委員会11月定例会でご決定いただきました、青根小中学校の学習環境のあり方についての対応方針に基づき、平成31年4

月1日より青根中学校を休校することに伴い、同校生徒は青野原中学校へ通学するため、青根中学校の通学区域を青野原中学校の通学区域に追加いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、別添の議案第3号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

改正内容でございますが、2の通学区域につきましては、現在、青根中学校の通学区域である緑区青根を青野原中学校の通学区域とするものでございます。

3の施行日につきましては、青根中学校が休校となります平成31年4月1日より施行するものでございます。

なお、参考までに4として、改正前の通学区域における平成31年度の生徒数の見込みを示させていただきますのでご参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見があればお願いをいたします。

既に昨年、この青根中学校と青野原中学校統合の方針、義務教育学校の設立に向けて取り組むということについては、教育委員会でご了承をいただいたところでございまして、その一環での規則改正であります。

今、青根小中学校、それから青野原小中学校の統合については、既に地域でいろいろな会を開催し、進んでおりますので、簡潔にその状況を説明してください。

八木学務課長 11月の教育委員会で決定いたしました方針に基づく、地域の説明については、青根地域の方で、協議会や地域説明会等で説明をさせていただきまして、ご了解をいただきました。

一方で、義務教育学校の設立に向けて、青野原小中学校の方では、設立準備委員会が昨年の9月から設置されており、今回の教育委員会の方針が決まったことに伴い、第3回からは、青根地域の関係者の方々4名に加わっていただきまして、このたび第3回の協議会が開かれました。協議会では、学校づくりのコンセプトについて話し合いました。また、今後につきましては、新しい学校の校名等についてもご協議をいただく流れになっております。

以上でございます。

野村教育長 義務教育学校設立に向けて、こうした動きをしているという状況であります。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第3号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 では、ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

専決処分の報告について

野村教育長 それでは、報告案件に入ります。

報告案件の1、専決処分の報告について、事務局より説明いたします。

松田教育センター所長 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

職員が公用車を運転中に生じた、物損事故に係る損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、3月市議会定例会議において報告を行うものでございます。

お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

物損事故の概要についてでございます。平成30年8月30日午後0時25分ごろ、緑区内の店舗駐車場において、教育センター職員が本市公用車を発進した際、被害者所有の塀に接触し、当該塀を破損させたものでございます。本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては、18万6,516円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。ただいまの件について、質疑、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

子どものいじめに関する審議会からの答申について

野村教育長 続いて報告案件の2、子どものいじめに関する審議会からの答申について、事務局より説明いたします。

細川学校教育課長 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申につきまして、ご報告申し上げます。

恐れ入りますが、答申書の1ページをご覧ください。

本答申書は、教育委員会が平成30年9月28日付けで諮問した事項につきまして、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

諮問の内容でございますが、諮問事項1といたしまして、市が平成29年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について、諮問事項2といたしまして、市立小中学校が平成29年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についてでございます。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

本答申書の構成についてご説明申し上げます。

2ページから4ページ1段目までが、諮問事項1について、4ページ2段目から6ページには、諮問事項2について、それぞれ審議結果に基づく提言等が示されております。

2ページにお戻りください。

(1)市基本方針に関することについてでございます。ア、各委員から出された主な意見では、これまで開催された審議会の中で、各委員から出された主な意見が示されております。例えば(ア)では、市基本方針が改定されたが、改定した内容について、学校のみならず、家庭や地域、関係機関に周知することが重要であるとの意見が記載されております。

こうした意見を取りまとめ、審議会として総括した内容がイ、提言として示されております。提言の中では、教育委員会は、いじめ問題について、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り取り組んでいくために、人権教育を重視した市基本方針の改定内容についてのさらなる周知とともに、いじめ防止に向けた取組の理解を図るよう啓発に努め、それぞれの立場からの幅広い参加を呼びかけることが重要であるなど示されております。

2ページ下段をご覧ください。

(2)市の具体的な取組に関することにつきましては、アの(ア)から(カ)6点の意見を踏まえ、イの提言が示されております。

3ページ中段をご覧ください。

イの提言でございますが、いじめの認知に関し、学校間による差が生じることがないように、いじめの定義の共有化といじめの積極的な認知について、継続的な周知に努めることや、各学校における迅速かつ適切な組織的対応力の向上を図るために、市で作成した、いじめ対応マニュアル等をより周知徹底するとともに、研修等において具体的な対応事例を示すことなどが記載されております。

4ページをご覧ください。

諮問事項2に対する(1)学校いじめ防止基本方針に関することでございます。ここでは、アにございます4つの意見等を踏まえ、イの提言が示されております。

各学校が学校基本方針に基づき、組織的に対応することや児童生徒指導や学習のあり方について、小中学校が9年間を見通し、方向性を共有するとともに、児童生徒が主体となった取組を基盤とし、子どもたちが安心できる集団作りを進めることなどが示されております。

続きまして、5ページをご覧ください。

(2)いじめの未然防止や早期発見、早期対応等の具体的な取組に関することにつきまして、アにございます4つの意見等を踏まえ、イの提言が示されております。

教職員は、発達上の課題を抱える子どもたち、外国につながりのある子どもたちなど、様々な背景を持つ子どもたちがいることを理解した上で、適切な支援に努めることなどが示されております。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。今後につきましては、本審議会からいただいた提言を踏まえまして、いじめ防止等の施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いいたします。

平岩委員 いじめの定義という言葉が多々出てくるのですが、改めていじめの定義について、教えていただけますか。

松本学校教育課担当課長 いじめの定義につきましては、平成25年のいじめ防止対策推進法で定義がされたところでございますが、本人が心身ともに苦痛を感じているものを、いじめと定義しております。

以上でございます。

岩田委員 5ページの下イ、提言にあるいじめ対策マニュアルを使って、定期的に職員に研修をしていくということは、いいことだと思います。

そもそも、いじめ対応マニュアルは、どのぐらいの期間で改定されるものなのか、教えてください。

細川学校教育課長 市内各校におきましては、年に1度必ず見直し、改定を進めているところでございます。

岩田委員 それでは、年に1回改訂される対応マニュアルで、定期的に職員研修というのは、どのくらいでする計画なのか、お教えいただけますか。

細川学校教育課長 学校にもよりますが、多くの学校では、4月に職員の異動がございますので、このマニュアルを使いまして、職員研修を4月の早い段階で行っているところが多くございます。また、夏休みや9月の、子どもたちが多く変容する機会もありますので、夏休みに検証を実施しているところも多くございます。

野村教育長 よろしいでしょうか。

今、マニュアルの改訂、それから教師の研修へのお尋ねもございましたが、あとは、既に長年続けてきているいじめ防止フォーラム等の内容についても、さらに充実したものに変わっていくことが必要だと思っています。

そうしたことについては、また皆様のご意見を伺う場をつくってまいります。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質問等がございませんので、この件については、ここで終わらせていただきます。

報告の事項の最後として、前回の定例会後の約1カ月間の私の主な活動について、ご報告を申し上げます。

12月22日ですが、中央区で開催しているもみの木コンサートというイベントがあります。これは、中央区内の幼稚園、小学校、中学校、それからシニアの皆様まで参加される、多世代参加の合唱または吹奏楽のコンサートです。ここには中央公民館や社協、自治会など、数多くの地域の方がかかわって開催されている行事を、観覧してまいりました。地域を上げての取組ということで、多世代が交流するイベントとして、大変意義深いものであったと感じました。

それから、12月下旬には神奈川県教育長と今後の教育課題について、意見交換をしたところであります。

年が明けまして、田名八幡宮の市指定無形民俗文化財であります的祭、こちらに参加してまいりました。

それから、日本財団が主催しているあすチャレスクールという、障害者スポーツの普及を図る、そうしたアクションプランがございます。市内でも、先生方の研修を含めて小学校、中学校の数校で、パラスポーツのゴールボールですとか、車いすの陸上競技の実

演、それから選手の方からお話をいただくという取組をしております。実際に講師をされている永尾さんという、パラリンピックに既に7回出たという方が、1月11日に訪問していただきまして、パラスポーツの普及についての考え方ですとか、学校での普及のお話等をしていただきました。

それから、スポーツ関連ですと、既にご承知のとおり、12月23日にジャパンラグビーのトップリーグ入替戦が名古屋でございました。この観戦に行ってみまして、12期ぶりに三菱重工相模原ダイナボアーズがトップリーグに昇格という、大変うれしいニュースとなりました。このことについては、今月31日に市役所ロビーにて、トップリーグ昇格の報告会を開催する予定で、市民の皆さんとともにお祝いをしたいと考えています。

それから元旦は、恒例の元旦マラソン大会、寒中水泳大会に行ってみりました。私自身は走ったり泳いだりしていませんが、挨拶に行ってみりました。今年は水泳大会もあまり寒くなく穏やかな気候で、大変多くの方が参加されました。

それから、1月10日にSC相模原の川口選手が、ここで25年間の現役生活から引退ということで、市民感謝の集いを開催をいたしました。こちらは平岩委員に司会をお願いして、大変和やかに、多くの市民の方にも集まっていただき、市長から川口選手へ称賛の盾をお渡しし、またホームタウンチームの三菱重工相模原ダイナボアーズとノジマ相模原ライズの選手、それから日テレベレーザの岩清水選手にも来ていただいて、皆さんから花束の贈呈を行いました。

それから、今申し上げた日テレベレーザの岩清水選手は、本市の選手でございますが、今年度もなでしこリーグのベストイレブンに選ばれました。岩清水選手には、市長から花束等の贈呈を行ったところでございます。なお、所属する日テレベレーザは、リーグの優勝と皇后杯の優勝等々で、3冠を達成しております。

それから、15日ですが、本市出身の小方誠さんという、モトクロスライダーのプロ選手がおりまして、昨年全日本で優勝したということを報告に来ていただきました。将来的には津久井地区で、こうしたモトクロスの普及に努めたいという、そのようなお話も伺ったところであります。

それから、昨日はブラジルオリンピック委員会の副会長が本市に参りまして、これまで覚書を交わしておりましたが、今回、本市と協定を交わしたところであります。

事前キャンプのテストキャンプということで昨年、水泳チーム、バレーボールチームが

来まして、市の施設の充実、それから市のホスピタリティというところに大変感謝をしていると、副会長からお話をいただきまして、市長からは、本番のオリンピックに向けて、市としても全面的な支援をしていくというお話をしたところであります。

私の報告は以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は2月1日、金曜日、午後2時から、第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、2月1日、金曜日、午後2時からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を終了いたします。

閉 会

午後3時14分 閉会